令和７年３月２１日（金）
川口市立小中学校在り方審議会　資料７

第２回　川口市立小中学校在り方審議会

小中学校適正規模適正配置基本方針の改定について

川口市教育委員会
学務課

適正規模・適正配置の基準について【適正規模に関する国の動向】

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」H27.1.27文部科学省

・法令上、学校規模の標準は、学級数により設定されている。
小・中学校ともに**「１２学級以上１８学級以下」**が標準

・義務教育学校の標準学級数についても、**「１８学級以上２７学級以下」**と設定されている。

・学校規模の適正化の検討に当たっては、学級数と併せて学級における**児童生徒数や学校全体の児童生徒数も考慮**する。

学校教育法施行規則 第４１条
小学校の学級数は、１２学級以上１８学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。（中学校については、第７９条により準用）

学校教育法施行規則 第７９条の３
義務教育学校の学級数は、１８学級以上２７学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

・望ましい学級数の考え方

小学校　全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには**１学年２学級以上（１２学級以上）**あることが望ましい。

中学校　全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも１学年２学級以上（６学級以上）が必要。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、**９学級以上**を確保することが望ましい。

適正規模・適正配置の基準について【適正規模に関する国の動向】

・学級規模の標準を下回る場合の対応

各市町村においては、学校規模の適正化やそれが困難である場合の小規模校の充実策等に関し、保護者や地域住民と丁寧な対話を通じて合意形成を図りつつ、地域の実態を踏まえた方針や基準を定め、具体的な検討を進めていくこと。

・大規模校及び過大規模校について

①学校の分離新設、②通学区域の見直し、③学校施設の増築のほか、④学校規模は見直さず、例えば教頭を複数配置すること、学年団の機能を高める観点からミドルリーダーの役割を果たす教員を配置すること、教職員数を増やすこと等により適正な学校運営を図るといった工夫が必要。

・小中連携・一貫教育について

既存の小・中学校を一体化して新たな校舎を建築したり、小学校又は中学校の既存校舎を活用して一体的な教育活動に取り組んだりする場合にも、全体としての学校規模が過大になることによって課題が生じないよう、十分な教育的配慮を加えることが必要。

（参考）小中連携・小中一貫・義務教育学校について　1

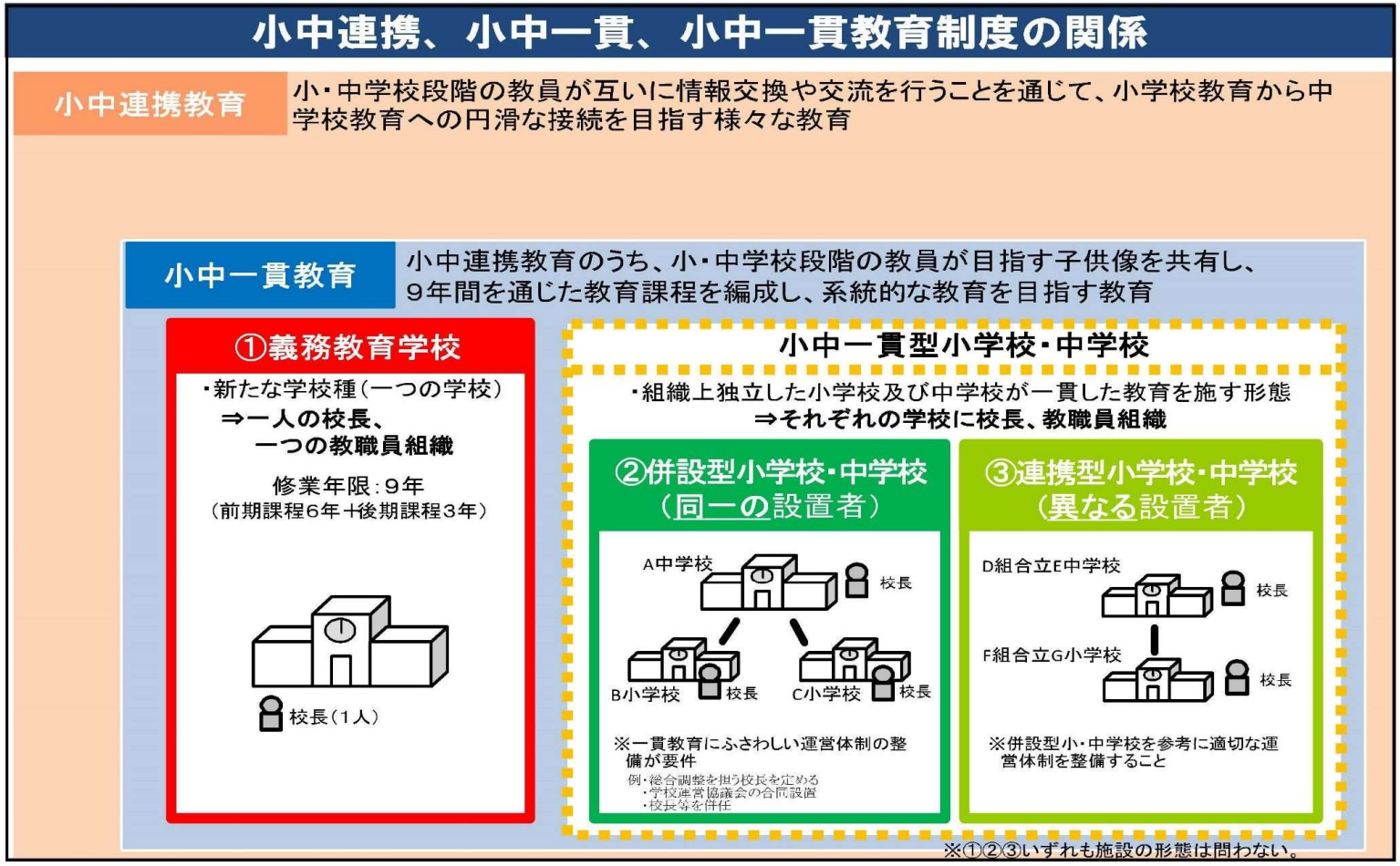

※小中一貫した教育課程の編成・実施に向けた手引き（文科省）より引用

・設置形態としては
①施設一体型
②施設隣接型
③施設分離型
の３つの類型がある。

	全国	関東	埼玉
義務教育学校	237	48	3

埼玉の３校
○春日部市立江戸川小中学校
○日高市立武蔵台小中学校
○日高市立高根小中学校

※令和６年度学校基本調査より

（参考）小中連携・小中一貫・義務教育学校について　2

		義務教育学校	小中一貫型小学校・中学校	
			中学校併設型小学校 小学校併設型中学校	中学校連携型小学校 小学校連携型中学校
設置者		－	同一の設置者	異なる設置者
修業年限		９年 （前期課程６年＋後期課程３年）	小学校６年、中学校３年	
組織・運営		１人の校長 １つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織	
			小・中における教育を一貫して施すためにふさわしい運営の仕組みを整えることが要件	中学校併設型小学校と、小学校併設型小学校を参考に、適切な運営体制を整備すること
免許		原則、小学校・中学校の両免許状を併有 ※当分の間は小学校免許状で前期課程、中学校免許状で後期課程の指導が可能	所属する学校の免許状を保有していること	
教育課程		・９年間の教育目標の設定 ・９年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
教育課程の特例	一貫教育に必要な独自教科の設定	○	○	○
	指導内容の入替・移行	○	○	×
施設形態		施設一体型・施設隣接型・施設分離型		
設置基準		前期課程は小学校設置基準 後期課程は中学校設置基準を準用	小学校には小学校設置基準、中学校には中学校設置基準を適用	
標準基準		１８学級以上２７学級以下	小学校、中学校それぞれ１２学級以上１８学級以下	
通学距離		おおむね６㎞以内	小学校はおおむね４㎞以内、中学校はおおむね６㎞以内	
設置手続き		市町村の条例	市町村教育委員会の規則等	

※小中一貫した教育課程の編成・実施に向けた手引き（文科省）より引用

適正規模・適正配置の基準について【適正規模に関する市の基準】

「小中学校適正規模適正配置基本方針（改定版）」Ｒ２．３川口市教育委員会

・小・中学校規模の分類

国の学校教育法施行規則により１２～１８学級の基準が示されており、これが一つの目安となっている。本市においても、この基準を踏まえ、平成１９年に教育局内に設置された「小中学校の適正配置等検討委員会」において規模の分類を行い、**１２～２４学級**を適正規模と位置付けている。

『川口市の小・中学校規模の分類』

区分	小学校	中学校
過大規模校	３１学級以上	３１学級以上
大規模校	２５～３０学級	２５～３０学級
適正規模校	１２～２４学級	１２～２４学級
小規模校	７～１１学級	７～１１学級
過小規模校	６学級以下	６学級以下

・必要学級数の考え方

小学校　通常6年間で複数回のクラス替えを経験することが、社会性を身につけることにつながることから、**１学年に複数学級**を確保することが必要である。

中学校　教科担任制であることや授業の充実、学力の向上を考えると、校長、教頭を加え、１７名～２２名の教職員の配置が望ましく、県の教職員の配当基準を考えると**９学級から１３学級**が最低基準となる。

○令和６年度　市内小学校の学校規模（５２校）
大規模校　８校　過大規模校　０校
適正規模校　３８校
小規模校　４校　過小規模校　２校
平均学級数　１８．１学級
※１～５年生が３５人学級

○令和６年度　市内中学校の学級規模　（附属中除く２６校）
大規模校　０校　過大規模校　０校
適正規模校　１８校
小規模校　８校　過小規模校　０校
平均学級数　令和６年度　14.3学級
※１学年あたりの上限４０人

（参考）令和６年度　市内小学校の学校規模

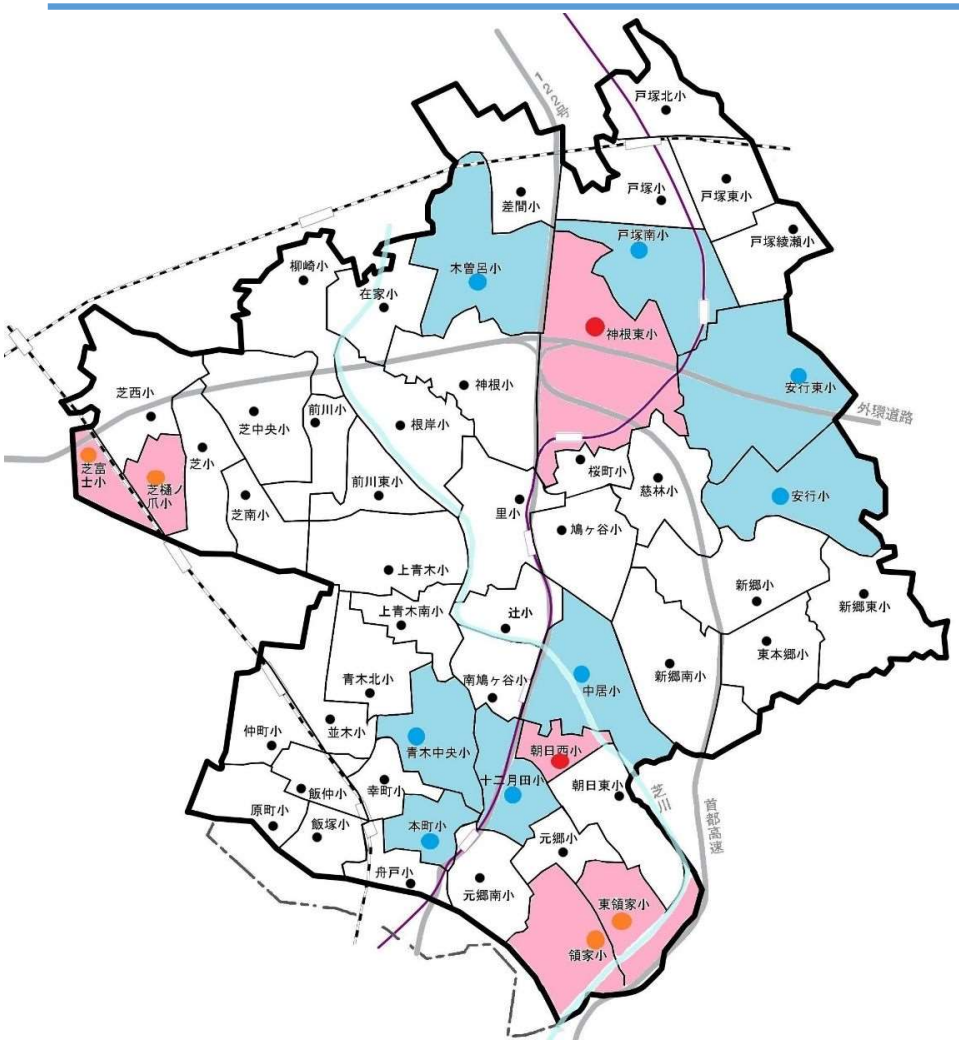

区分	学級数	校数	学校名
過大規模校	３１学級以上	０校	
●大規模校	２５～３０学級	８校	中居小、本町小、安行小、十二月田小、 木曽呂小、戸塚南小、青木中央小、安行東小
適正規模校	１２～２４学級	３８校	
●小規模校	７～１１学級	４校	領家小、東領家小、芝富士小、芝樋ノ爪小
●過小規模校	６学級以下	２校	神根東小、朝日西小

（参考）令和６年度　市内中学校の学校規模

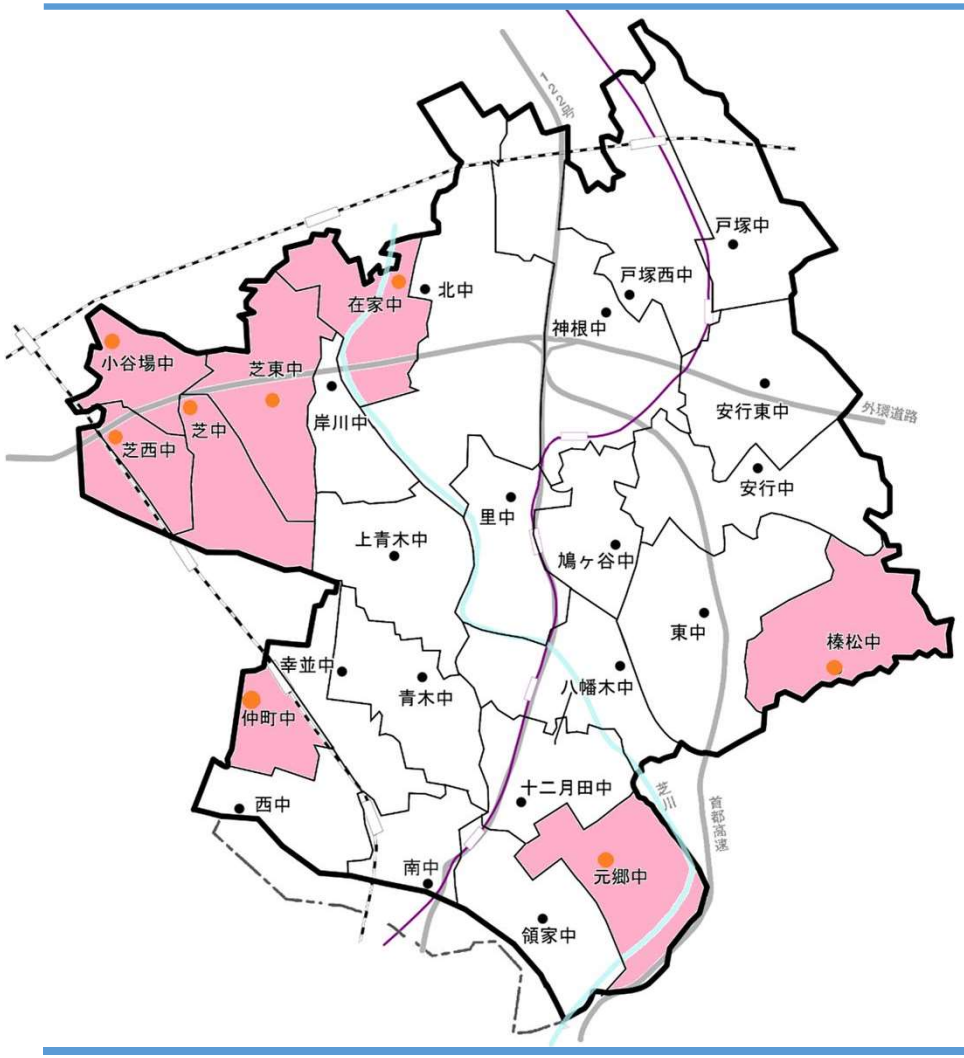

区分	学級数	校数	学校名
過大規模校	３１学級以上	０校	
大規模校	２５～３０学級	０校	
適正規模校	１２～２４学級	１８校	
●小規模校	７～１１学級	８校	仲町中、榛松中、小谷場中、芝西中 芝中、元郷中、芝東中、在家中
過小規模校	６学級以下	０校	

適正規模・適正配置の基準について【適正規模に関する市の基準】

・存置の考え方（要件等基準）及び検討の進め方

	小学校	中学校	検討の進め方
適正規模に改善するための検討を開始する基準	○全児童数がおよそ**２００人**程度を下まわる場合 （複数学級を確保するための最低規模を下まわる）	○全生徒数がおよそ**３００人**程度を下まわる場合 （全校で９学級を確保するための基準を下まわる）	「○○小（中）適正規模・適正配置検討会議（仮称）」の設置 具体的方策を検討協議しながら、一定期間、児童生徒数の推移について見守っていく。
学校の存置を検討する基準	○**全ての学年が単学級**になった場合もしくは予想される場合 ○全児童数が**１００人程度**を下まわった場合もしくは予想される場合	○**全校の学級数が４学級以下**になった場合もしくは予想される場合 ○全生徒数が**１００人程度**を下回った場合もしくは予想される場合	「統廃合検討委員会」の設置 適正配置実施計画を立て、統廃合について検討する。

・これまでの検討経過

活性化会議　…　「小谷場中学校活性化会議」（当時　生徒１４９人　**５学級**）
平成２４年５月３０日～平成２５年３月２８日の期間に５回
以後、平成２８年度まで、年間２～４回開催
（平成２９年度以降は学校運営協議会として学校が中心となって行っている。）

統廃合検討委員会　…　全学年が単学級となっている学校はあるが、児童数が１００人を下回っていない状況が続いていたことから、これまで統廃合検討委員会は設置されていない。

適正規模・適正配置の基準について【適正配置（通学条件）に関する国の動向】

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」H27.1.27文部科学省

・通学距離の考え方

国では、公立小・中学校の通学距離について、**小学校でおおむね４㎞以内、中学校ではおおむね６㎞以内**という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めている。このことから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的となっている。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令
第４条第１項第２号

二　通学距離が、小学校にあってはおおむね４ｋｍ以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね６ｋｍ以内であること。

各市町村においては、通学路の安全確保の状況や地理的な条件に加え、徒歩による通学なのか、一部の児童生徒について自転車通学を認めたり、スクールバスを導入したりするのかなども考慮の上、**児童生徒の実態や地域の実情を踏まえた適切な通学距離の基準を設定する**ことが望まれる。

・通学時間による考え方

各市町村において、**地域の実情や児童生徒の実態に応じて１時間以上や１時間以内に設定する**ことの適否も含めた判断を行うことが適当である。

適正規模・適正配置の基準について【適正配置（通学条件）に関する市の基準】

「小中学校適正規模適正配置基本方針（改定版）」Ｒ２．３川口市教育委員会

・通学距離及び通学時間の基準

現在の基本方針には、基準として設定はない。

○学校再編計画との関連

・統廃合する場合、徒歩や自転車での通学距離が長くなる可能性がある

・基準を設定する場合の目安　　（通学距離、時間、通学班、中学生の自転車利用　等）

・基準外の児童生徒への対応　　・通学区、通学距離を拡大した場合の交通安全指導　　等

○他市町村の基準（参考）

・小学校はおおむね２km以内、中学校及び義務教育学校はおおむね３km以内

・通学区域設定に当たっての配慮事項

・通学距離・時間、通学の安全性を考慮する。
・境界を明確にするため、幹線道路、鉄道、河川、丁目等で分ける。
・原則として自治会・町内会を分断しないようにする。
・行政区割りについて考慮する。
・指定校までの通学距離が小学校でおおむね２km、中学校でおおむね３kmを超える場合には状況に応じた通学手段を柔軟に検討する。　など

（参考）通学距離・通学時間に関する市内の状況

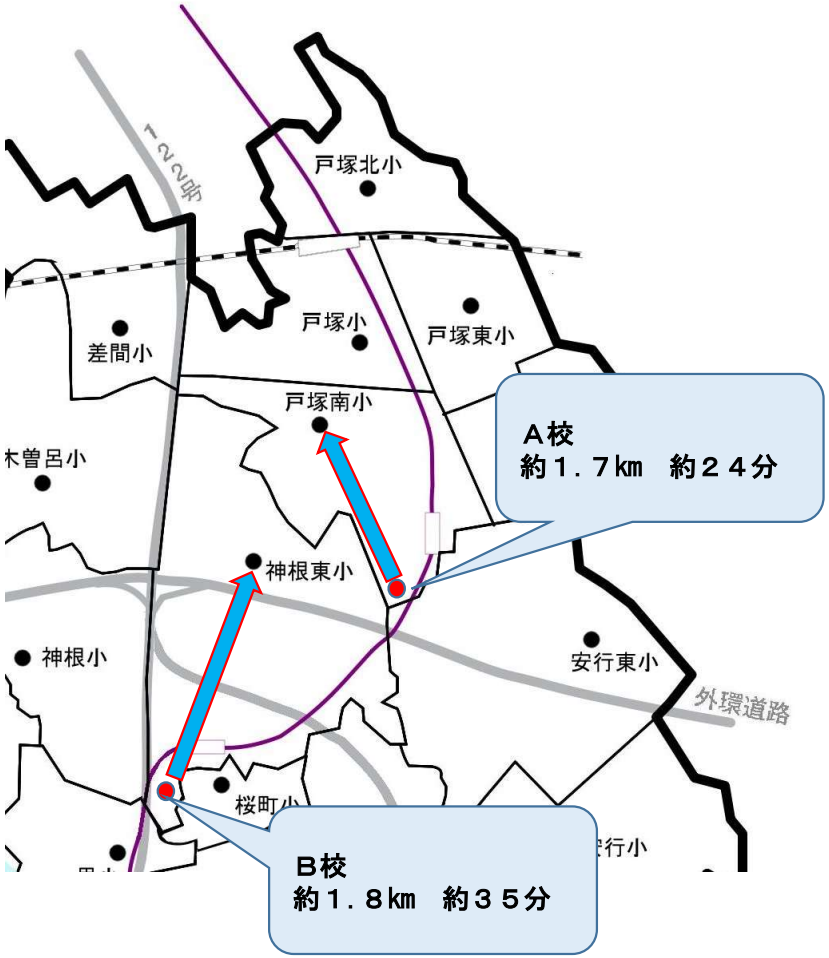

【参考】通学距離及び通学時間に関する市内の状況

小学校　通学班で登校する班のうち、最も遠距離の距離と時間

Ａ校　約１．７ｋｍ　約２４分
Ｂ校　約１．８ｋｍ　約３５分

中学校　自転車通学を許可している学校　４校
（対象地域を定めている学校　２校
地図上１．５ｋｍ以上（直線）を許可する学校　２校）

最も遠距離（自転車）から登校する生徒

Ａ校　約２．７ｋｍ
Ｂ校　約２．６ｋｍ
Ｃ校　約３．９ｋｍ
Ｄ校　約３．７ｋｍ

適正規模適正配置基本方針他市状況（ＨＰ公開情報より）

	策定年月	学校種	適正規模					人数による基準	通学距離	義務教育学校等の記載	学校再編計画等
			過小規模校	小規模校	適正規模校	大規模校	過大規模校				
川口市	**令和2年3月**	**小学校**	**６学級以下**	**７～１１学級**	**１２～２４学級**	**２５～３０学級**	**３１学級以上**	**存置検討100人**	**なし**	**なし**	**なし**
		中学校	**６学級以下**	**７～１１学級**	**１２～２４学級**	**２５～３０学級**	**３１学級以上**	**存置検討100人**			
吹田市	令和3年11月	小学校	６学級以下	７～１１学級	１２～１８学級	１９～３０学級	３１学級以上	なし	なし	記載あり・基準なし	Ｒ４．１１ 第１期実施計画
		中学校	６学級以下	７～１１学級	１２～１８学級	１９～３０学級	３１学級以上				
富山市	令和2年11月	小学校	—	—	１２～１８学級	—	—	1学級21人以上	徒歩２～３ｋｍ 自転車６ｋｍ以内	記載あり・基準なし	Ｒ４．２ 学校再編計画
		中学校	—	—	９～１８学級	—	—				
町田市	令和2年3月	小学校	—	—	１８～２４学級	—	—	なし	２ｋｍ程度	なし	Ｒ３．５ 推進計画
		中学校	—	—	１２～１８学級	—	—		２ｋｍ程度		
八王子市	平成21年年1月	小学校	５学級以下	６～１１学級	１２～２４学級	２５～３０学級	３１学級以上	なし	２ｋｍ程度	１８～２７学級 ※再編基本方針	Ｒ４．１２ 再編基本方針
		中学校	３学級以下	３～８学級	９～１８学級	１９～３０学級	３１学級以上		２ｋｍ程度		
船橋市	平成29年8月	小学校	５学級以下	６～１１学級	１２～２４学級	２５～３０学級	３１学級以上	なし	３ｋｍ以内	なし	なし
		中学校	２学級以下	３～１１学級	１２～２４学級	２５～３０学級	３１学級以上		４ｋｍ以内		
横須賀市	平成29年1月	小学校	５学級以下	６～１１学級	１２～２４学級	２５～３０学級	３１学級以上	なし	２ｋｍ程度	なし	Ｒ４．３ Ｒ１１までの整備計画
		中学校	２学級以下	３～１１学級	１２～２４学級	２５～３０学級	３１学級以上		３ｋｍ程度		
藤沢市	令和4年3月	小学校	５学級以下	６～１１学級	１２～２４学級	２５～３０学級	３１学級以上	なし	２ｋｍ以内	記載あり・基準なし	Ｒ６．３ 第１期実施計画
		中学校	２学級以下	３～１１学級	１２～２４学級	２５～３０学級	３１学級以上		３ｋｍ以内		
さいたま市	令和2年3月 推進プロジェクト	小学校	—	１１学級以下	１２～２４学級	２５～３０学級	３１学級以上	なし	なし	記載あり・基準なし	Ｒ２．３ 推進プロジェクト
		中学校	—	１１学級以下	１２～２４学級	２５～３０学級	３１学級以上				
行田市	平成31年3月	小学校	—	—	１２～１８学級	—	—	なし	４ｋｍ以内	記載あり・基準なし	Ｒ６．３ 実施計画骨子
		中学校	—	—	９～１５学級	—	—		６ｋｍ以内		
志木市	令和4年10月	※小中一貫教育を推進するための基本方針のため、学級規模等の基準はなし								全中学校区で 小中一貫教育	Ｒ６．３ 推進計画

国	学校教育法施行規則 義務教育諸学校施設国庫負担法施行令	小学校	—	—	１２～１８学級	—	—	なし	４ｋｍ以内	１８～２７学級	—
		中学校	—	—	１２～１８学級	—	—		６ｋｍ以内		

小中学校適正規模適正配置基本方針の改定に向けて

○現行基準の整理

- 学校規模の分類
- 適正規模に改善するための検討を開始する基準
- 学校の存置を検討する基準

○学校再編計画の策定を見据えた新たな基準の設定

- 通学区域
- 通学距離
- その他（義務教育学校・小中一貫教育など）